

振動規制の区域の区分

振動規制の指定地域については、2区域に区分されており、都市計画法における用途地域との関係は次のとおりです。

区域	都市計画法における用途地域
第1種区域	第1・2種低層住居、第1・2種中高層住居 第1・2種住居専用、準住居、その他の地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業、工業地域